

## ○高圧ガス製造施設休止届（一般則、液石則、コンビ則）

### 根拠法令

- ・法第35条           一般則第79条第2項  
                          液石則第77条第2項  
                          コンビ則第34条第2項

### 適用

許可を受けた高圧ガス製造施設のうち、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のもの。

### 必要書類

- 1 高圧ガス製造施設休止届  
（一般則様式第37の2、液石則様式第36の2、コンビ則様式第16の2）
- 2 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
- 3 当該特定施設について講じた措置を記載した書面
- 4 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

※休止施設の休止期間は保安管理上、休止届書を受理してから3年を限度とし、更に限度を超えて休止を継続する場合にあつては、新たに休止届書を提出が必要。

※休止期間中も定期自主検査については、1年に1回以上の実施が必要。